

改正大気汚染防止法によるVOC排出抑制制度の概要

1. 対象

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）を、「揮発性有機化合物（VOC）」として排出抑制を図る。  
工場・事業場に設置される施設で、VOCの排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものを「揮発性有機化合物排出施設」として排出規制の対象とする。

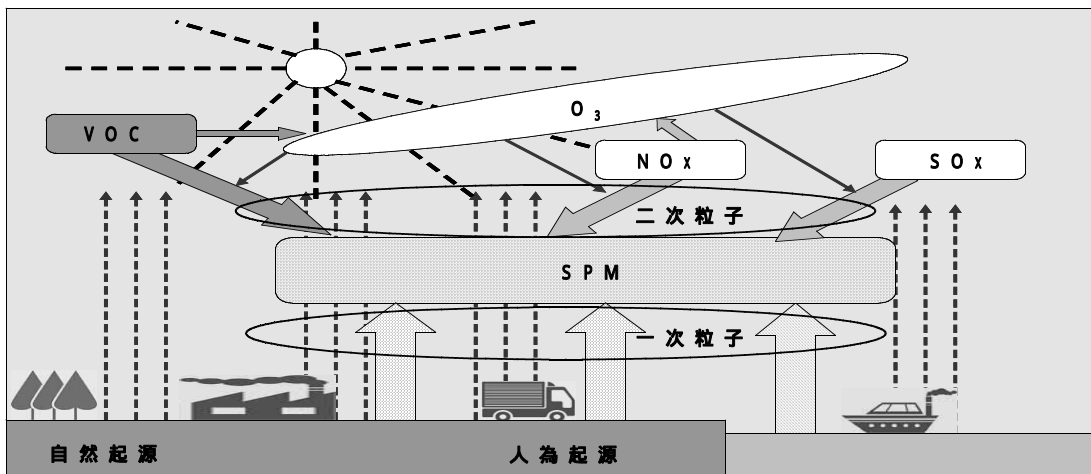
2. 施策の指針

VOCの排出規制と事業者の自主的取組とを適切に組み合わせて（ベスト・ミックス）効果的な排出抑制を図る。

3. 排出規制

- 揮発性有機化合物排出施設の都道府県知事への届出義務
- 排出口からの排出濃度基準の遵守義務
- 排出濃度の測定義務

VOCの大気中での反応



光化学オキシダントは、大気中のVOCと窒素酸化物の混合系が、太陽光（特に紫外線）照射による光化学反応を通じて生成される。

浮遊粒子状物質は、発生源から排出された時点で粒子となっている一次粒子と、排出された時点ではガス状であるが、大気中における光化学反応などにより粒子化する二次粒子とに分類される。

- ・一次粒子には、工場・事業場から排出されるばいじん、粉じん、自動車等から排出される粒子状物質などがある。土壌の巻き上げ粒子や海塩粒子など自然起源のものも含まれる。
- ・二次粒子は、工場・事業場、自動車などから排出されるVOC、硫酸酸化物、窒素酸化物などが原因物質となる。火山などから排出される硫酸酸化物など自然起源のものも考えられる。